

総論

WTO 協定の概要

1. WTO 協定の基本目的

WTO 協定の目的は、WTO 設立協定前文にあるとおり、「生活水準の向上、完全雇用の確保、高水準の実質所得及び有効需要の着実な増加、資源の完全利用、物品及びサービスの生産及び貿易の拡大」であり、一言で言えば、市場経済原則によって世界経済の発展を図ることである。WTO 協定は、この目的に寄与すべく、「関税その他の貿易障害を実質的に軽減し、及び国際貿易関係における差別待遇を廃止する」ために締結される、相互的かつ互恵的な取極であるとされている。ここに示されるように、国際貿易に市場経済原理を及ぼすために、貿易障壁の軽減及び無差別原則の適用という2つの考え方に基づいて組み立てられているのがWTO 協定であると言つてよい。

以上の考え方は、旧 GATT (The General Agreement on Tariffs and Trade (関税及び貿易に関する一般

協定)) 前文から変わることなく WTO に引き継がれた GATT の伝統的精神であるが、WTO ではその後の変化を踏まえて2つの目的が付け加えられた。第一に環境への配慮であり、「経済開発の水準が異なる各国のニーズ及び関心に沿って環境を保護し及び保全し並びにそのための手段を拡充することに努めつつ、持続可能な開発の目的に従って世界の資源を最も適当な形で利用すること」である。第二は、開発途上国への配慮であり、「開発途上国特に後発開発途上国がその経済開発のニーズに応じた貿易量を確保することを保証するため積極的に努力する必要があること」を考慮すべきとされた。WTO は、旧 GATT 創設時よりもはるかに加盟国数が多く、かつ一括受諾方式が条件とされるなど、開発途上国の利益をより配慮する必要があったことがその背景にある。

2. WTO の基本原則

(1) WTO 協定の基本原則

WTO 協定は、上述のように貿易障壁の軽減と無差別原則といった考え方に立脚しており、これらの考え方は、以下のようなWTO の基本原則に具体化されている。

①最恵国待遇原則 (Most-Favoured-Nation Treatment = MFN 原則)

GATT 第 1 条は輸出入の際の関税等について、

いずれかの国の産品に与える最も有利な待遇を、他のすべての加盟国の同種の産品に対して、即時かつ無条件に与えなければならない旨定めている (第 1 章「最恵国待遇」参照)。

②内国民待遇原則 (National Treatment)

GATT 第 3 条は、輸入品に対して適用される内国税や国内法令について、同種の国内産品に対して与える待遇より不利でない待遇を与えなければならない旨義務づけている (第 2 章「内国民待遇」参照)。

③数量制限の一般的廃止の原則

GATT 第 11 条は、「加盟国は関税その他の課徴金以外のいかなる禁止又は制限も新設し、又は維持してはならない」とし、数量制限の一般的廃止を規定している。これは、数量制限措置が関税措置よりも国内産業保護の度合いが強く、直接的に自由貿易を歪曲する可能性を有するとされているからである（第 3 章「数量制限」参照）。

④合法的な国内産業保護手段としての関税に係る原則

GATT は通商規制の手段として関税のみを容認した上で、関税交渉を通じて品目ごとに漸進的に関税引き下げを行うことを目指している。第 2 条により加盟国は「譲許」を行うが、この譲許税率を超える関税の賦課や譲許税率の一方的な引上げは禁止される。更に第 28 条の 2 に基づき、「相互的かつ互恵的な」多角的交渉によって関税引き下げを図ることとされる（第 5 章「関税」参照）。

（2）基本原則

WTO 協定は、上記の基本原則と並び、それぞれの原則に対する重要な例外規定も定めている。これらの例外規定が必要とされる主な理由を 2 つ挙げれば、第一に、ルールに基づいて運営される多角的貿易体制を維持するため、むしろ一定の合理性がある例外的な措置については、所定の要件を満たすことを条件に許容する必要があることであ

る。GATT 第 20 条（一般的例外）及び GATT 第 21 条（安全保障例外）は、貿易自由化の原則と国内の規制権限を調整する条項の代表例である（第 4 章「正当化事由」参照）。また、GATT/WTO 協定では、他国の貿易関連措置に対してその効果を相殺する措置を採る必要がある場合（いわゆる貿易救済措置）等に基本原則からの例外を許容する規定を置いている（貿易救済措置については、第 6 章「アンチ・ダンピング措置」、第 7 章「補助金・相殺措置」、第 8 章「セーフガード」を参照）。第二に、各国の経済の発展段階に応じて考慮する措置を設ける必要があることである。この観点から WTO 協定では、前述のとおり関税による国内産業保護を許容するだけでなく、規律に対する様々な開発途上国例外も設けている。これらを受けて、WTO 協定には多数の例外規定が存在し、複雑な構造となっている。

これらの例外は、現実の国際経済に対して原則を機械的に適用することは困難であることから設けられているものであり、WTO 協定は、このような場合に例外が許容される要件を明確に規律することにより、現実と理念の調和を図ろうとしている。WTO のこのような姿勢は、前向きな現実主義として肯定的に評価すべきであるが、他方、要件の不明確さを突いて例外規定が濫用される例が後を絶たないのも事実である。WTO 協定では、旧 GATT 時代に濫用の温床となっていたいくつかの条項について、要件を明確化する等の改善を図ることに成功したが、まだ十分と言えないものも残されているため、今後更なる規律の明確化が課題となる。

3. WTO 協定の全体

WTO 協定の全体像を図示すると、図表 II - 総 - 1 のようになる。WTO 協定は、WTO 設立協定及びその附属書 (ANNEX) から構成されている。附属書 1A から附属書 3 までの各協定は、WTO 設立協定と一体を成し、WTO 協定の全加盟国間で適用される（前述の一括受諾方式）。加盟国は、2022 年 3 月現在 164 か国・地域である（資料編第 2 章「WTO 加盟交渉の現状」を参照）。これに対し、附属書 4 の各協定はそれぞれ独立した協定であり、各協定の締約国の

間でのみ適用される。ここでは WTO の各協定の概要について述べることとする。

<世界貿易機関を設立するマラケシュ協定> (WTO 設立協定)

本協定は、ウルグアイ・ラウンドの成果を実施し、今後の多角的貿易交渉の枠組みとなる WTO を設立するための協定であり、WTO の組織、加盟、意思決定等に関する一般的な規定から成る。

＜附属書 1A：物品の貿易に関する多角的協定＞

①千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定（1994 年の GATT）

(i) 1947 年の GATT に相当する規定（WTO 協定発効前に効力を発生した法的文書により改正等が行われた規定を含む）、(ii) WTO 協定発効前に 1947 年の GATT の下において発効した関税譲許議定書、確認書、加入議定書等の法的文書、及び (iii) 1994 年の GATT の不可分の一部とされる第 2 条第 1 項 (b)、第 17 条等 6 つの了解等から成る。

②農業に関する協定

農産品に係る輸入制限、国内助成措置、輸出補助金等についての GATT 上の規律強化の観点から、各国が市場アクセス、国内助成、輸出競争の 3 分野における具体的かつ拘束力のある約束を作成し、6 年間の実施期間にこれを実施すること及びこれらの約束の実施に関する規律を定めている（数量制限に関する部分については第 3 章「数量制限」、国内助成に関する部分については第 7 章「補助金・相殺措置」参照）。

③衛生植物検疫措置（SPS：Sanitary and Phytosanitary Measures）の適用に関する協定

衛生植物検疫措置が、恣意的若しくは不当な差別の手段や国際貿易に対する偽装した制限とならないようにし、当該措置の貿易に対する悪影響を最小にするため、当該措置の企画、採用及び実施の指針となる規則及び規律の多角的な枠組みを確立するものである（第 11 章「基準・認証制度」参照）。

④繊維及び繊維製品（衣類を含む。）に関する協定

繊維貿易分野は、1974 年以來繊維製品の国際貿易に関する取極（MFA：Multi-Fibre Arrangement）の規律に服してきたが、輸入制限等により GATT の原則から大きく乖離していたため、10 年間の経過期間をかけて段階的に GATT の規律の下に統合し、繊維貿易の自由化を図ることを規定している。2004 年末をもって失効した（第 8 章「セーフガード」参照）。

⑤貿易の技術的障害（TBT：Technical Barriers to Trade）に関する協定

工業標準や安全・環境面の規制など、製品の規格及び規格適合性を評価する手続（認証）は、規制が行き過ぎたり、濫用されたりすると、貿易に対する大きな障害となるため、当該制度が不必要な貿易障害とならないよう、措置、手続の透明性の確保や可能な範囲での国際規格への整合化を図るなど、規格の適正を確保することを目的とするものである（第 11 章「基準・認証制度」参照）。

⑥貿易に関連する投資措置（TRIMs：Trade-Related Investment Measures）に関する協定

国境を越える投資に関連して（投資の際又は投資の後）、投資受入れ国が当該外国企業に対し、様々な要求、条件、基準の設定等の措置（投資措置）を講ずることがある。ウルグアイ・ラウンドでは、当初、より広範な投資関連措置の規律を目指し交渉が行われたが、結果的には、係る投資措置のうち、モノの貿易に直接的な悪影響を及ぼす GATT 第 3 条（内国民待遇原則）及び第 11 条（数量制限の一般的禁止）違反の措置（貿易関連投資措置）を一般的に禁止するとともに、その具体例として、ローカルコンテンツ要求（国産品の購入又は使用の要求）、輸出入均衡要求等を明記することとまった（第 9 章「貿易関連投資措置」参照）。

⑦千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定第六条の実施に関する協定（アンチ・ダンピング協定）

アンチ・ダンピング措置が国内産業保護のための手段として恣意的に濫用されたり、誤用されたりすることを防止するために、ダンピング・マージンの計算方法、ダンピング調査手続等に関して規律の厳格化・明確化を図るものである（第 6 章「アンチ・ダンピング措置」参照）。

⑧千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定第七条の実施に関する協定（関税評価に関する協定）

GATT 第 7 条（関税評価）の実施に一層の一貫性、確実性を与えるために、同条の適用のための規則を詳細に定め、恣意的な評価制度を排除し、関税評価制度を国際的に統一することを目的とするものである

(第 5 章「関税」参照)。

⑨船積み前検査 (PSI: Preshipment Inspection) に関する協定

船積み前検査の透明性を確保するとともに、船積み前検査機関と輸出者との間の紛争解決メカニズムを提供することを目的としている。

なお、船積み前検査とは、輸入国 (主に開発途上国) から指定を受けた船積み前検査会社が、輸入国の税関当局に代わって商品の船積み前に、輸出国の領域内で商品の品質、数量、価格、関税分類、関税評価等について検査を行い、証明書を発給する制度である。貿易円滑化協定では、関税分類及び関税評価についての船積み前検査の利用を禁止している。

⑩原産地規則に関する協定

特恵分野に適用される原産地規則を統一するための作業計画を規定するとともに、規則の制定・運用にあたって遵守すべき規律、原産地規則委員会等の設置、紛争解決手続等を規定しているが、原産地規則の統一作業の内容は今後の交渉に委ねられている (第 10 章「原産地規則」参照)。

⑪輸入許可手続に関する協定

各国の輸入許可手続が不必要な貿易障害にならないように行政上の手続を簡素化し、かつ、これら手続の公正な運用を確保することを目的とするものである。

⑫補助金及び相殺措置に関する協定

補助金に係る規律の強化・明確化の観点から、定義の明確化、類型別の規律の強化 (禁止補助金の範囲の拡大等)、相殺関税の発動手続の強化・明確化等を図ったものである (第 7 章「補助金・相殺措置」参照)。

⑬セーフガードに関する協定

GATT 第 19 条のセーフガード措置 (緊急輸入制限措置) の適用につき、発動要件・手続及び措置の内容等につき規律の明確化を行ったものである (第 8 章「セーフガード」参照)。

⑭貿易の円滑化に関する協定

税関手続の透明性の向上及び迅速化等を目的とするものであり、インターネットでの貿易手続の公表、輸入申告書類の事前の受理、税関当局間の協力等を規定している。本協定については、2013 年 12 月にバリで開催された閣僚会議において交渉を終了し、同協定を附属書 1A に組込む作業を経た後に批准手続に入り、2017 年 2 月 22 日に発効した。

<附属書 1B>

サービスの貿易に関する一般協定 (GATS: General Agreement on Trade in Services)

サービス貿易について最恵国待遇や透明性の確保等の一般的義務を定めるとともに、加盟国は 155 のサービス業種のうち、約束 (コミットメント) を行ったサービス業種においては、市場アクセスに係る制限や内外差別措置について、約束表に記載されている約束内容より厳しい措置を維持又は新規導入できないこと等を定めている (第 12 章「サービス貿易」参照)。

<附属書 1C>

知的所有権の貿易関連の側面 (TRIPS: Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights) に関する協定

著作権、商標、地理的表示、意匠、特許、半導体回路配置権、開示されていない情報といった知的財産に関し、最恵国待遇、内国民待遇の適用を定めるとともに、高度な保護水準の達成及びエンフォースメント (権利行使手続) の整備を加盟国に義務づけ、さらに協定に係る紛争のための紛争解決手続を定めている (第 13 章「知的財産」参照)。

<附属書 2>

紛争解決に係る規則及び手続に関する了解 (DSU: Understanding on Rules and Procedures Governing the Settlement of Disputes)

WTO 協定に係る紛争の解決に関する共通の規則及び手続を規定するものであり、一方的措置の禁止、紛争解決のための小委員会 (パネル) の設置及びパネル報告の採択の自動性、紛争解決に係る時間的枠組み、上級委員会の設置等による紛争解決手続の一層の強化を図っている (第 17 章「WTO の紛争解決手続」参照)。

<附属書 3>

貿易政策検討制度 (TPRM : Trade Policy Review Mechanism)

貿易政策検討機関 (TPRB : Trade Policy Review Body) によって定期的に行われる加盟国の貿易上の政策及び慣行の審査 (貿易政策検討制度) に関する手続を規定している (第 18 章「貿易政策・措置の監視」参照)。

<附属書 4>複数国間貿易協定

①民間航空機貿易に関する協定

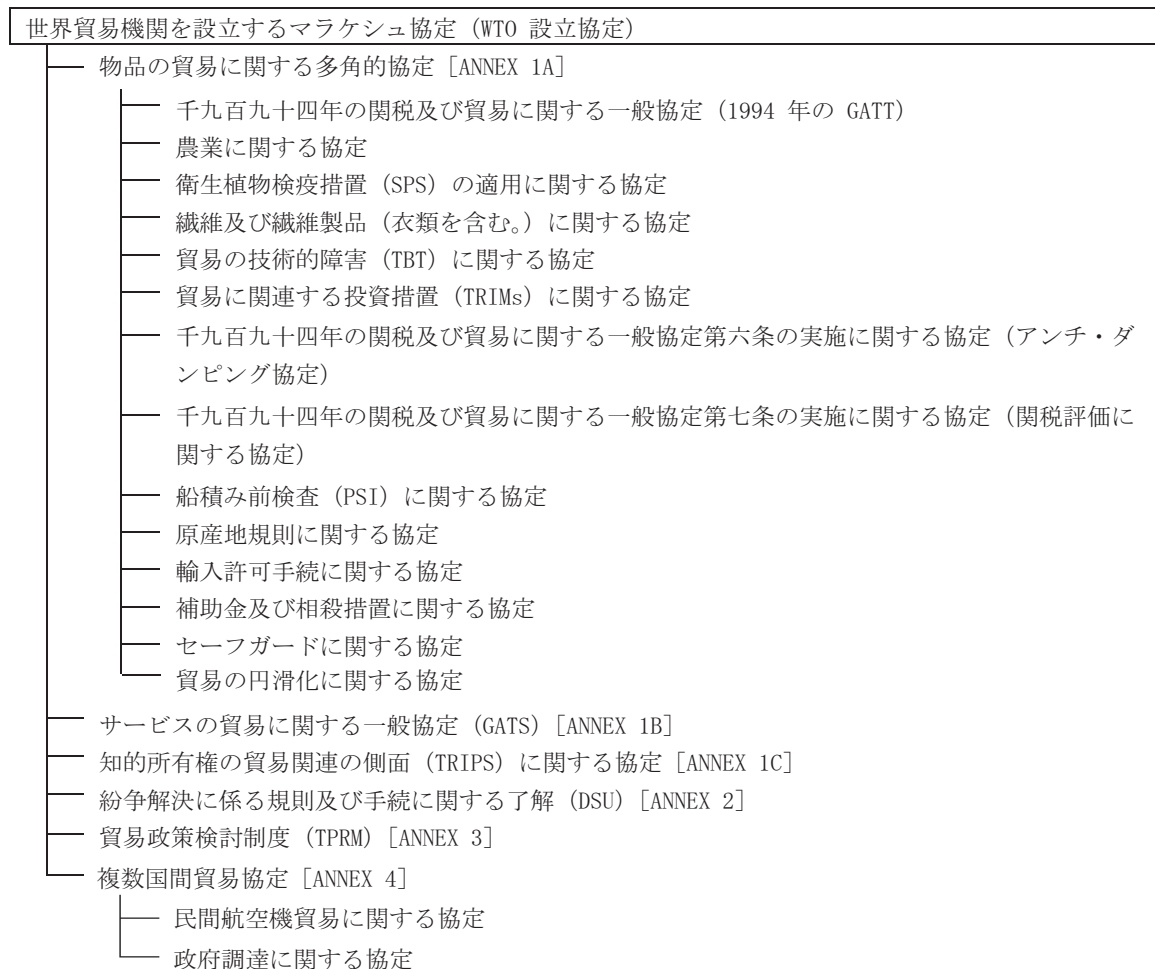
現行の民間航空機協定 (東京ラウンド諸合意の 1 つ) をベースとして、特に補助金についての規律の強化を図るための改訂交渉がウルグアイ・ラウンドと並行して行われていたが、依然、合意に至っていない。

②政府調達に関する協定

政府機関が購入又は借入れによって行う产品及びサービスの調達 (政府調達) に関し、内国民待遇、無差別待遇及びこれらを確保するための公平・透明な調達手続、苦情申立て手続並びに紛争解決手続を明定している。新しい政府調達協定は、従来の政府調達協定 (東京ラウンド諸合意の 1 つ) をベースとして、従来の製品の調達に加え、サービスの調達を適用対象に加えるとともに、中央政府機関のみならず、地方政府機関及び政府関係機関の調達にも基本的に適用範囲を拡大している (第 14 章「政府調達」参照)。

(注) 国際酪農品協定及び国際牛肉協定は、1995 年から 3 年間有効とされていたが、1998 年以降の延長はしないとの決定がなされたため、1997 年末に失効した。

<図表Ⅱ - 総 - 1> 世界貿易機関を設立するマラケシュ協定及び附属協定 (WTO 協定)

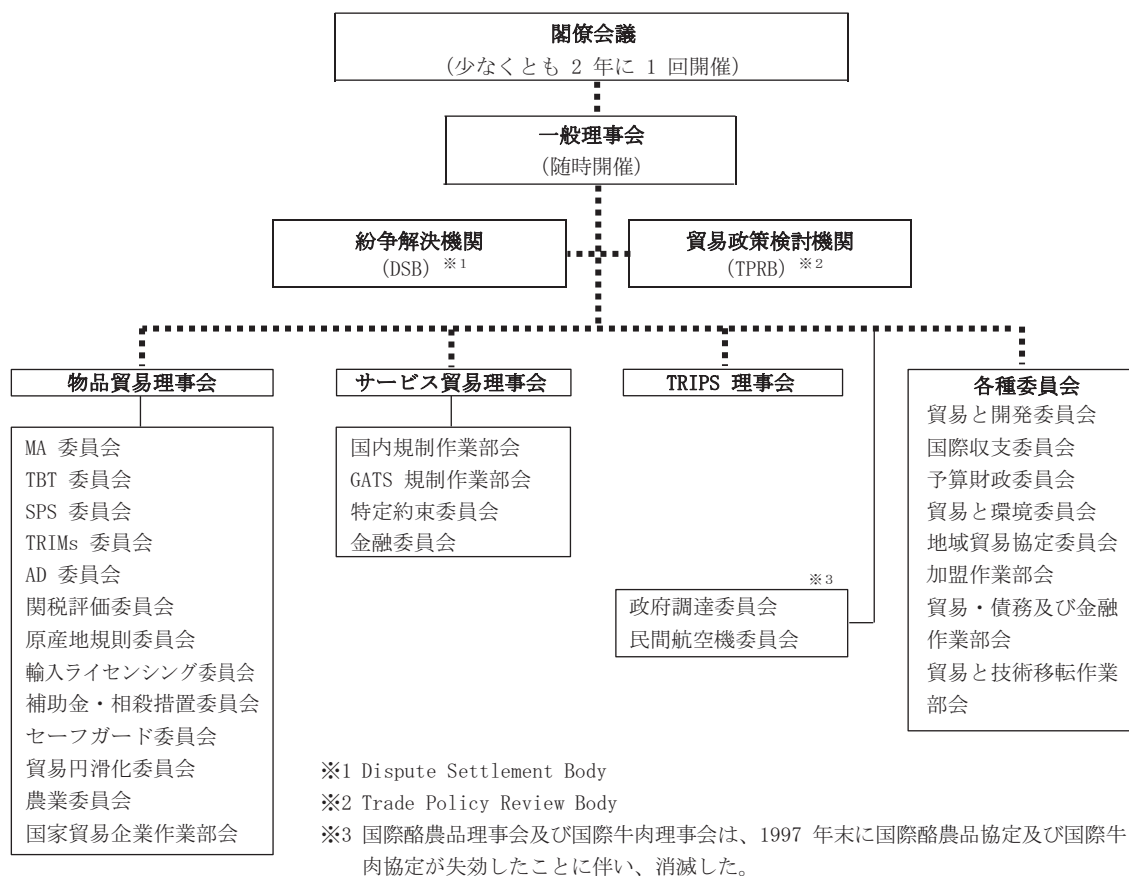


4. WTO の機構

WTO は、WTO 協定及びその他の多角的貿易協定の目的を達成するための枠組みを提供することを目的として設立された機関である。WTO の下では、協定上の紛争解決、各国の貿易政策の審査等も含めた協定の運用・実施が行われるとともに、新たな

貿易自由化やルール強化・拡充を目指した多角的貿易交渉が実施される。WTO の機関としては、閣僚会議、一般理事会、モノ、サービス、TRIPS 等の各分野に関する理事会が設置された（図表 II - 総 - 2）。

<図表 II-総-2> WTO の機構



5. GATT 及び WTO における自由化交渉の流れ

ラウンドとは何か

GATT 締約国は過去 8 度にわたり、集中的に多角的交渉を行ってきた。その中でも 1960 年に開始された第 5 回交渉（ディロン・ラウンド）以降、

GATTにおける多角的交渉は「〇〇ラウンド交渉」あるいは単に「〇〇ラウンド」と呼ばれている。

なお、2001 年 11 月のドーハ閣僚会議で新しい多角的交渉の開始が決定されたが、本交渉はラウンドという言葉を好まない開発途上国の意向により、「ドーハ開発アジェンダ」（DDA : Doha Development

Agenda) と呼ばれている。数次のラウンド交渉を経て、次第に関税引き下げが実現された。また、関税以外の貿易関連ルールも整備された。ウルグアイ・ラウンドは、貿易ルールの強化、紛争解決手

続の整備など、これまでのラウンドの中では画期的な内容を持ったものである。

これまでの自由化交渉の流れを示すと、図表Ⅱ-総-3 のようになる。

<図表 Ⅱ-総-3>WTO における自由化交渉の流れ

(市場アクセス分野)			(ルール分野)				
鉱工業品 関税	1947 年	第 1 回交渉					
	1948 年 1 月	GATT 発足					
鉱工業品 関税	1949 年 1961 年	第 2 回交渉 ~ ディロン・ ラウンド					
鉱工業品 関税	1964 年 1967 年	ケネディ・ ラウンド	AD 等				
鉱工業品 関税	1973 年 1979 年	東京ラウン ド	AD、TBT、政府 調達、補助 金、ライセン シング、等				
サービス 農業	鉱工業品 関税	1986 年 1994 年	ウルグアイ・ ラウンド	AD、TBT、政府 調達、補助 金、ライセン シング、等	繊維協定、 PSI、原産地、 TRIPS、SPS、 DSU、TRIMs		
		1995 年 1 月	WTO 設立				
サービス エネルギー 流通 電子商取引 農業	鉱工業品 関税	2001 年 	ドーハ開発 アジェンダ	AD 補助金 地域貿易協定	TRIPS (部分的 交渉)	投資 競争 貿易円滑化 政府調達の透 明性 電子商取引	環境

交渉年	ラウンド名	参加国・地域数
1947 年	第 1 回交渉	23
1949 年	第 2 回交渉	13
1951 年	第 3 回交渉	38
1956 年	第 4 回交渉	26
1960~1961 年	ディロン・ラウンド	26
1964~1967 年	ケネディ・ラウンド	62
1973~1979 年	東京ラウンド	102
1986~1994 年	ウルグアイ・ラウンド	123
2001 年~	ドーハ開発アジェンダ	164



新型コロナウイルス感染症と貿易

1. 新型コロナウイルス感染拡大と各国の対応

2020年3月頃からの新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大により、世界経済が再び保護主義に傾く懸念が高まった。先進国を含む少なくない国が、人工呼吸器・防護服・手術用マスクといった医療行為上重要な製品や医薬品等について、国内向け販売数量枠の設定や販売価格規制、国内での流通を確保するための輸出規制といった貿易制限的措置を実施した。

自国の国民を守る目的で行われる緊急措置は、WTO協定上一定の例外・適用除外が規定されているため必ずしも直ちにWTO協定不整合とはならないものの、例外・適用除外が濫用されてはならず、自由で開かれた貿易・投資環境を維持するためには、不必要な貿易介入は抑制されるべきと考えられる。

感染拡大から約3年が経過し、多くの国ではこうした貿易制限的措置が解除された。一方、緊急措置として時限的な適用を想定して導入された規制について、適切な時期に見直しが行われず、継続されている場合もあると考えられる。また、感染状況と政策動向に応じて、迅速抗原検査キット等、一部の物品について急激に需要が高まり、一時的に輸出制限等の措置が導入される場合があり、こうした措置が不必要に実施・継続されていないかは今後も注視が必要。

2. 各国の貿易制限的・促進的措置

透明性を確保する観点から、新型コロナウイルス感染症対応のため導入された貿易関連措置について情報提供するよう、事務局長から加盟国に対して要請がなされ、「貿易関連政策の進展に関するモニタリング報告書」の中で公表された。また、WTO事務局にて各国措置の情報を取りまとめ、ホームページ上で随時公表・更新されている。

WTO事務局の報告によると、危機が始まって以来、118カ国のWTO加盟国が制限的又は促進的な性質を持つ貿易措置をとったとされる。2022年10月時点でも未だ、34カ国以上のWTO加盟国が医薬品、食品等の輸出を制限する措置をとっていると考えられる。他方で、一時的な関税の停止、規制当局の承認の迅速化、税関手続の合理化等による貿易促進的な動きもみられる。

3. WTOを含めた国際場裡での動き <G20>

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、危機に協調して対処するため、首脳・閣僚のレベルで政治的なコミットメントが行われた。

2020年3月30日に開催されたG20貿易・投資大臣臨時会合の閣僚声明では、「新型コロナウイルスに対処するための緊急的な措置は、必要と認められる場合において、的を絞り、目的に照らし相応かつ透明性があり、一時的なものでなければならず、貿易に対する不必要な障壁又はグローバル・サプライチェーンへの混乱を生じさせず、WTOのルールと整合的であるべき」ことに合意した。ま

具 体 的 な 内 容	輸出規制の 規律強化	<ul style="list-style-type: none"> ● コロナ関連の必需品に対する現行の輸出規制を見直し。将来的な措置の抑制。 ● やむを得ない輸出規制はWTOに通報（正当・最小限であり、範囲が限定的であることを説明）。 ● 措置は原則3カ月以内。延長時は、速やかにWTO通報し、理由を説明。
	関税削減 ・撤廃	<ul style="list-style-type: none"> ● コロナ関連の必需品に対する関税を一時的に削減・撤廃するよう最大限努力。
	貿易円滑化	<ul style="list-style-type: none"> ● コロナ危機下における基準分野でのベストプラクティスの共有、規制の整合性強化。
	透明性向上	<ul style="list-style-type: none"> ● コロナ危機時の措置に関し、他国から情報提供を求められた場合に迅速に対応。

た、同年5月には、日本を含む42の加盟国で「新型コロナウイルスと多角的貿易体制に関する閣僚声明」を発出。G20貿易・投資大臣臨時会合で緊急時の貿易措置に関する指針に加え、上級委員会問題の永続的な解決を含むWTO改革に引き続き取り組むことを表明した。

<WTO>

(1) 「貿易と健康イニシアティブ」・第12回WTO閣僚会議 (MC12)

カナダをはじめとするWTO改革に対して前向きな有志国グループ（オタワグループ）は、2020年11月のオタワグループ閣僚級会合を開催し、必要不可欠な医療関連物資を確保するために各国が取るべき行動として、輸出規制の規律強化、コロナ関連の必需品の関税削減・撤廃への努力（関税撤廃・削減の範囲や実施方法は各国が自由に決定）、貿易円滑化に関する基準分野でのベストプラクティスの共有、コロナ危機に対処するための貿易関連措置の透明性向上等を盛り込んだ「貿易と健康イニシアティブ」を取りまとめ、翌12月の一般理事会に提出した。提出後にも賛同国は増え、第12回WTO閣僚会議（MC12）前までに61メンバーとなった。

2022年6月12日～17日に開催された第12回WTO閣僚会議（MC12）において、「新型コロナウイルスによるパンデミックへの対応及び将来のパンデミックに備えた準備」と題した独立声明を全加盟国合意の下で発出した。TRIPS協定に係る合意（詳細は下記参照）をするとともに医療物資について緊急的に輸出規制を行う場合には適切に抑制することの重要性を確認した。

(2) TRIPS協定上の一部の義務の免除を求める提案

2020年10月、インド及び南アフリカからTRIPS理事会に対し、新型コロナウイルス感染症の予防、封じ込め及び治療のために、同感染症対策関連の医療品（治療薬、ワクチン、診断キット、マスク、人工呼吸器等）へのタイムリーなアクセスを可能とすることを目的として、TRIPS協定上の一部の義務（著作権、意匠、特許、非開示情報の保護と、それらの権利行使に関する義務）を当面

免除することを一般理事会において決定すべき旨の提案がなされた。TRIPS理事会で累次の議論が行われた結果、最終的に、上記のMC12で発出した独立声明に、新型コロナワクチンを生産・供給するために必要な特許について、TRIPS協定上の強制実施権に係る手続を明確化・簡素化する旨が盛り込まれた。

また、その後、当該閣僚決定における、当該決定の日から6か月以内に、その対象を新型コロナの診断薬及び治療薬に拡張するか否かを決定することについての規定（閣僚決定パラ8）に基づき、TRIPS理事会で累次議論が行われたが、期限までには加盟国間で合意に至らず、2022年12月20日の一般理事会において、議論が継続されることで合意された。

4. 新型コロナウイルス感染症に関する各国措置とWTOルール

(1) はじめに

新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大以降、世界各国で医療関連品の輸出規制や、影響を受ける産業支援のための支援措置など、様々な措置が講じられている。こうした措置は、その目的・手段の程度によっては、危機的な状況を乗り越えるための取り組みとしてWTOルールにおいても正当化されると考えられるが、危機的状況を言わば隠れ蓑にした過度な措置により、多角的自由貿易体制の基礎である競争基盤や市場機能が歪められてはならない。下記では、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う各国の措置とWTOルールとの関係について概観する。

(2) 数量制限

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、医療用品等について、数量制限措置を講じている事例が見られる。例えば、EUは、2020年3月、マスク、防護服、手袋等の個人用防護具（Personal Protective Equipment: PPE）について、輸出者設立国であるEU加盟国による事前許可を必要とする旨の輸出許可制度を導入した（同年5月撤廃済

み)¹。また、EUは、2021年1月、新型コロナウイルス感染症に対するワクチンについてワクチン生産地のEU加盟国による事前許可を必要とする輸出許可制度を導入した（同年12月撤廃済み）²。

輸出許可制度を含む輸出制限に関する規律としては、GATT第11条第1項が数量制限の一般的禁止を定めており、数量制限措置は、関税措置よりも自由貿易を歪曲する蓋然性の高い措置であることに鑑み一般的に禁じられている。もっとも、適用除外規定であるGATT11条第2項(a)の「輸出の禁止又は制限で、食糧その他輸出締約国にとって不可欠の製品の危機的な不足を防止し、又は緩和するために一時的に課する」措置や、例外・正当化事由規定である20条(b)の「人、動物又は植物の生命又は健康の保護のために必要な措置」等に該当する措置は、協定不整合にあたらぬ。GATT11条2項(a)は、①製品の不可欠性、②物資不足が「危機的」であること、③措置の時限性等、また、20条(b)は、①人命健康保護目的であること、②当該目的に対する措置の必要性等、それぞれ条件を規定している。³新型コロナウイルス感染症対策のための数量制限措置（特に医療用品に関するもの）は、少なくとも問題状況が改善するまでの間は、11条2項(a)の厳しい条件を満たすものもありえよう。また、自国民の生命・健康の保護等の目的の重要性や、世界的な感染拡大により生命・健康保護に必要な物資が各国で不足している事情に鑑みて、20条(b)上の必要性要件を満たすとされるものもありうる。そのため、明らかに行き過ぎた措置でない限り、適用除外・正当化事由該当性が明白に否定されるわけではない。しかし、所謂グレーゾーンの措置が増加することも考えられることから、目的の正当性を隠れ蓑とした協定不整合な措置が取られないよう、また必要以上に措置が継続しないよう、注視していく必要がある。

(3) 関税

WTOルールは、数量制限を原則として禁止する

一方で関税賦課を容認しつつ、加盟国が関税交渉を通じて、品目ごとに、関税率の上限を約束し、逐次その上限税率（譲許税率）を引き下げることによって、関税障壁を削減することを目指しており、GATT第2条は、加盟国に対して譲許税率を超えない関税率の適用を義務づけている。

新型コロナウイルス感染症の世界的拡大という現下の危機においては、現時点では、本件治療に必要な医療物資について一時的な関税引き下げ等の動き⁴は見られるが、WTOルールに抵触するような関税引き上げは確認されていない。しかしながら、2008年のリーマンショック後の経済危機下においては、自国産業保護のために多くの国がこの引き上げを行った（2009年版不公正貿易報告書「経済危機下のいわゆる保護主義を巡る動向と経済産業省の対応」参照）ことを鑑みると、今後、現在の危機が経済危機としての性格を強めていった場合、リーマンショック後と同様にこうした国内産業保護を目的とした関税引き上げ実施の動きが広がる可能性があるため、引き続き各国の状況を注視していく必要がある。

(4) 補助金措置

各国では新型コロナウイルス感染症による国内経済・企業への影響に対処するため、人の移動制限や経済活動の縮小に伴って被害を被った産業・企業に対する支援、主として中小零細企業の雇用維持・倒産回避のための支援、景気刺激策、政府出資や国有化による企業救済措置等、多くの支援措置が導入・検討がなされている。

補助金協定においては生命・健康の保護等の一定の目的の措置を正当化する規定は存在しない。新型コロナウイルス感染症対応のための緊急対応措置であっても、他国への悪影響を及ぼす場合には、補助金協定違反とされる可能性があるため、例えば危機対応に必要な程度を越える措置や、感染拡大収束後も継続してとられる措置などについて

¹ 当初6週間の期限で実施し、2020年4月付で30日間延長した。（欧州委員会実施規則2020/402及び欧州委員会実施規則2020/568）

² 当初6週間の期限で実施し、2021年11月29日付で31日間延長した。（欧州委員会実施規則2021/1728）

³ その他、GATT20条(j)（一般的・地方的に不足する物資の確保に不可欠な措置）が議論されることもあり、同号は、加盟国間の均衡性（全加盟国が対象製品の国際的供給について衡平な取分を受ける権利を有するという原則に合致すること）が求められることが特徴的である。また、上記3のとおり、国際場裡の政治的コミットメントとして、輸出制限を含むコロナ禍における緊急措置一般について、「的を絞る、目的に照らし相応で、透明かつ一時的」である必要がある旨が表明されている。

⁴ コロナ関連物資の関税引き下げを行った国については、第I部を参照。

ては、注視が必要である。

また、リーマンショック後に各国で講じられた大規模な補助金が今日の過剰能力問題を生み出した遠因と考えられる点にも鑑み、各国の措置が過度に市場歪曲的となり、過剰能力問題に発展することがないように、動向を注視することが必要である。

(5) 投資制限措置

今般の新型コロナウイルス感染症の拡大に関し、健康の確保を含む重要産業の保護、また株安等の景気悪化局面における重要産業の外国企業からの買収リスクへの警戒から、投資スクリーニングの強化に向けた議論が各国で見られる。

WTO協定には、投資に関する一般的なルールは未だ整備されていないが、サービス貿易に関しては既にGATSが外国投資を通じたサービス提供も規律している。すなわち、投資制限措置がサービス貿易に影響を及ぼし、かつ、措置国が当該サービスについてGATS上で一定の自由化を約束している場合は、市場アクセス制限禁止（GATS第16条）や内外差別禁止（GATS第17条）に違反する可能性が生じる。ただし、深刻な感染症の流行への対応を目的としてなされる措置は、GATS第14条に定める一般的例外（(a)号の公序維持に必要な措置や(b)号の人命・健康保護に必要な措置等）に該当する可能性がありうる。

また、投資協定においても、投資後の外国企業に対する内国民待遇義務や公正衡平待遇義務が一般的に保障されている。

こうした国際ルールとの整合性については、引き続き注視することが必要である。

(6) 知的財産

知的財産制度は、発明等の知的財産を開発・創出した者に特許権のような一定の排他的（独占的）権利を付与することによって、知的創造活動へのインセンティブを与えることで当該知的創造活動を促進し、また、新たな技術・知識の研究開発に対する資源の効率的な活用を促して、知的財産に基づく経済発展や、イノベーションの基盤を提供することを目的とするものである。TRIPS協定は、こうした創造活動を促進し、また保護する

ためのルールを規定するものであり、公の秩序や第三者の利益等を考慮した特許の対象の例外（第27条第2項及び第3項）、与えられた権利の例外（第30条）及び安全保障例外（第73条）も規定されている。

また、TRIPS協定には、所定の条件の下、要すれば国が特許権者以外に実施を許諾することができること（第31条、第31条の2:所謂、強制実施許諾）も規定されており、国家的緊急事態においては、当該条件の一部が免除されることも規定されている。加えて、2001年の閣僚会議で採択されたドーハ宣言では、「公衆衛生の保護、特に医薬品へのアクセスを促進するという加盟国の権利を支持するような方法で、協定が解釈され実施されるし、されるべきであること（パラ4）」、「各国は、強制実施許諾を認める権利及び当該強制実施許諾を認める理由を決定する自由を有していること（パラ5(b))」、「各国は、何が国家的緊急事態か決定する権利を有し、HIV/AIDS、結核、マラリアや他の感染症(epidemics)は国家的緊急事態に該当し得ること（パラ5(c))」が確認されている。

緊急事態を名目に、TRIPS協定が許容する範囲を超えて不当に知的財産を制限する措置を各国がとらないかについて、引き続き注視が必要である。

(7) 政府調達

政府調達については、GATTのルール上、内国民待遇義務の例外とされている（GATT第3条第8項(a)）。しかし、政府調達の国際貿易に与える影響を鑑み、WTO加盟国が任意で加入（48カ国・地域）する政府調達規定において、内国民待遇や最恵国待遇が規律されており、公平及び透明な調達手続が規定されている。

ただ、政府調達においては、安全保障目的や特定産業の保護等の目的で国内産品優遇政策が行われることも多く、こうした内外差別的な政府調達は、内国民待遇義務等に抵触するおそれがある。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大が継続していた2020年度はマスク等の個人用防護具

(PPE) やワクチン等の医薬・医療機器の需要が急激に拡大した。例えば、米国では、新型コロナウイルス感染症対策のために2021年1月末までに

2.7兆ドルの政府調達予算が計上され、実際に2.2兆ドルの調達が契約された。また、英国では2020年の1年間で150億ポンドがPPEの調達、27億ポンドが新型コロナウイルスのワクチン調達に支出された。

新型コロナウイルス感染症により医薬品・医療機器の政府調達需要が拡大する一方、自国産の医薬品・医療機器を優先的に調達するために公平で開かれた政府調達市場を縮小させようとする動きもある。2020年11月、米国政府は政府調達協定の適用範囲から米国食品医薬品局（FDA）が特定した必須医薬品、医療対策品また、それらの重要な原料と指定した医薬品227品目・医療機器96品目を除外するための修正提案をWTO政府調達委員会に通報した。同提案に対しては、2021年1月複数

のGPA締約国による異議申立がなされ、3月に仲裁に付託されたが、その後同年4月、米国は通報を撤回した。今後も新型コロナウイルス感染症対策を名目とした自国の産業育成・保護政策については十分注視が必要である。

加えて、WTO政府調達委員会では各国の新型コロナウイルス感染症に対応するために各国が採用した政策に関する情報交換が行われた。特に中小企業の事業継続支援の観点から支払い手続期間の短縮や建設事業の工期の延長等様々な取組が各国で行われており、今後も、このような情報交換を通じて、新型コロナウイルス感染症に対応した政府調達の枠組みを確立させていくことも重要である。



企業のサプライチェーンと人権・環境問題

1. 人権・環境問題を巡る国際的な潮流

2011年の国連人権理事会において支持された「ビジネスと人権に関する指導原則」では、人権の尊重は、すべての企業に期待されるグローバルな行動基準であり、企業の社会的責任であるとされている。

企業による人権尊重の取組は、論ずるまでもなく、企業活動における人権への負の影響の防止・軽減・救済を目的とするべきであるが、その上で、企業が人権尊重責任を果たし続けることの結果として、企業が直面する経営リスク（例：人権侵害を理由とした製品・サービスの不買運動、投資先としての評価の降格等）を抑制することに繋がる。また、企業がその責任を果たすことの結果として、企業は、企業経営の視点からプラスの影響（例：企業のブランドイメージの向上や、投資先としての評価の向上、取引先との関係性の向上等）を享受することが可能となる。

さらに、近年、欧米を中心に人権尊重を理由とする法規制の導入が進み、企業として取組の強化が求められていることへの留意も必要である。こうした法規制の中には、人権尊重の視点とともに環境保護の視点を盛り込んでいるものもある（特にEU、及びその加盟国による規制に多い）。

本コラムでは、各国で近時導入される法規制の動きと我が国の取組について紹介していく。

2. 法規制を巡る各国の動向

（1）米国の動き

米国政府は、2021年7月、「新疆サプライチェーンビジネス勧告書」の改訂版を公表し、新疆ウイグル自治区での強制労働ほか人権侵害の状況を概説するとともに、企業に対して、そのサプライチェーンなどに同地域との繋がりがある場合、同地域での人権侵害に関与する事業者等との関わりに伴う、大きな法的・経済的リスクを認識する必要があるとして注意を促した。また、同勧告書では、同地域の人権侵害の状況がジェノサイドに該当す

ると改めて指摘し、國務長官名の声明において、引き続き政府を挙げて、民間や関係国と連携し、中国の人権侵害に対する説明責任を追及し続ける旨を表明している。

米国政府は、強制労働由来の製品について、1930年関税法307条において、輸入禁止措置を取っており、米国土安全保障省税関・国境取締局（CBP）は、製品の輸入を留保する「違反商品保留命令（Withhold Release Order：WRO）」を発出してきた。

例えば、2020年12月には、新疆生産建設兵団（XPCC）とその関連会社が生産した全ての綿・綿製品、当該綿を一部なりとも使用しているアパレル、衣料品、生地をはじめとする製品について、2021年1月には、新疆ウイグル自治区で一部なりとも生産された綿、トマト、それらの派生製品について、それぞれ、WROの発出を公表した。

2022年6月には、新疆ウイグル自治区で一部なりとも生産等された製品や、米国政府がリストで示す事業者により生産された製品は、全て強制労働によるものと推定し原則として輸入を禁止する「ウイグル強制労働防止法」が全面施行された。輸入禁止を避けるには、サプライチェーンを通じて一部なりとも強制労働に依拠していないこと等を輸入者が証明する必要がある。本法に基づき、同月、米国土安全保障省を議長とする、強制労働執行タスクフォースは、輸入者向けガイダンスなどを記述した本法執行のための「執行戦略」を本法施行に併せ公表した。

米国政府は、人権侵害に関係する製品や取引先等について輸出管理も実施・強化している。具体的には、2019年10月以降累次に渡って、人権侵害への関与を理由として中国政府機関及び監視関連機器企業等をエンティティリストに掲載するなど、規制対象を拡大している。

（2）ドイツの動き

ドイツでは、2016年に「ビジネスと人権に関する国別行動計画」（NAP）を策定し、企業に対する人権デュー・ディリジェンスの実施や損害を受け

る者に対する是正措置・救済措置を規定した。同時に、NAPの要求事項を満たす企業が一定数を満たさない場合には、法制化を検討する旨を規定した。その後、ドイツ政府の調査により、NAPの要求事項を達成している企業が少ないことが判明し、2021年6月に、一定規模以上の企業に人権・環境デュー・ディリジェンスを義務づけるサプライチェーン法が成立し、2023年1月より施行された。

本法は、ドイツを本拠地とする企業及びドイツ国内に支店又は子会社を持つ企業で、2023年には従業員3,000名以上、2024年以降は1,000名以上の企業を対象とする。人権・環境デュー・ディリジェンスの対象となるのは、自社及び直接のサプライヤーで、間接サプライヤー（二次サプライヤー以降）に対しては、企業は苦情処理体制を確立させ、人権侵害や環境義務の違反を示唆する実体的な兆候を把握した場合は、リスクの分析、適切な予防措置等を行う必要がある。法律の対象となる企業は、社内におけるリスク管理体制の整備、リスク分析の実施、人権戦略に関する方針書の策定、自社と直接取引先における予防措置の実施、人権侵害等が確認された場合は是正・救済措置の実施、苦情処理手続の確立、デュー・ディリジェンス実施結果に関する報告書の作成・公表が求められる。違反企業には、罰金に加えて公共調達への入札禁止が課される場合がある。

(3) フランスの動き

フランスでは、2017年にサプライチェーンにおける人権・環境デュー・ディリジェンスについて定める注意義務法が制定・施行された。同法は、フランスに所在する企業であって、会計年度の終了時に2年連続で、(i)従業員5,000人以上（同国内に所在する直接・間接の子会社合算）、又は、(ii)従業員1万人以上（同国内外に所在する直接・間接の子会社合算）を雇用するものを対象とする。

対象企業は、(a)注意義務に関する計画の策定、(b)当該計画の効果的实施、(c)当該計画とその実施状況の開示が求められる。「注意義務に関する

計画」には、「人権、基本的自由、人々の健康及び安全並びに環境」に対するリスクを特定し、これらによる重大な侵害を防止するための合理的措置を記載することとされている。一定の義務違反は、裁判所による履行命令や損害賠償の対象となる。

(4) EUの動き

① 企業持続可能性デュー・ディリジェンス指令案

欧州では、これまで加盟国レベルで人権・環境デュー・ディリジェンスを義務化する動きはあったが、最近ではこれをEU域内全体に広げる議論が加速している。

2022年2月には、欧州議会が発表した独自提案（2021年3月）を踏まえ、欧州委員会は「企業持続可能性デュー・ディリジェンス指令案」¹を公表した。本指令案は、EU域内の大企業（域内で事業を行う第三国の企業も含む）に対し、人権や環境のデュー・ディリジェンス実施等を義務づけるものである。

対象企業は従業員数及び年間総売上に基づき規定され、(a)デュー・ディリジェンスの企業ポリシーへの統合、(b)人権及び環境に対する実在又は潜在的負の影響の特定、(c)実在の負の影響の終了又は最小化、(d)苦情受付手続の設置と維持、(e)デュー・ディリジェンスポリシー及びその措置の効果の監視、(f)デュー・ディリジェンスの公表が求められる。

違反への対応については、EU加盟国に対し、各国内法で違反に対する行政処分を規定すること、また、義務に違反し損害を生じせしめた企業に対する民事責任の確保を求めている。今後、指令案は欧州議会等での議論を経て、採択されれば、各国は国内法を制定することが求められることになる。

② その他の法規制

欧州では、上記デュー・ディリジェンス指令案以外にも、人権や環境視点での法規制が検討・施行されている。

¹ 同指令案 explanatory memorandum では、同指令案は「欧州グリーンディール」（2019年公表）等EUの社会・環境政策の延長線上に位置づけられ、特定セクターを対象とする他の規制（②で後述するバッテリー規制案、森林破壊等関連製品に関する規則案等）を補充する包括的規制と説明されている。

例えば、2020年12月に欧州委員会が公表したバッテリー規則案は、ライフサイクル全体を通じてバッテリーを持続可能にすることを目的としており、規制の一つとして人権や環境視点でのデュー・ディリジェンス義務を盛り込んだ²。また、EUも人権抑圧を理由とする輸出管理を実施・強化しており、2021年9月、サイバー監視システム規制を含む改正輸出管理規則を施行した。

さらに、同年11月、欧州委員会は、森林破壊等関連製品に関する規則案を公表した。同案は、EU域内で販売、又は域内から輸出する対象品が森林破壊フリーであること等を確認するデュー・ディリジェンス義務を盛り込んでいる。2022年9月には、欧州委員会は、強制労働産品のEU域内における上市及びEU域外への輸出を禁止する規則案を公表した。

3. 日本政府の取組

このような国際的な潮流の中で、日本政府は、2020年10月、「ビジネスと人権」に関する行動計画（2020－2025）を策定した。2021年9月～10月にかけて、経済産業省は外務省と共同で、行動計画のフォローアップの一環として、日本企業のサプライチェーンにおける人権に関する取組状況のアンケート調査を実施した。調査は、東証一部二部上場企業等2786社を対象に行い、760社から回答を得た。上記調査の結果、人権デュー・ディリ

ジェンスを実施している企業は回答企業の約5割に留まるなど、日本企業の取組にはなお改善が必要であることが明らかになった。また、同調査では、政府に対する要望として、ガイドライン整備を期待する声が多く寄せられ、人権尊重への取組が進んでいない企業の半数からは、具体的な取組方法が分からないとの回答も寄せられた。

日本政府は、このような状況を踏まえ、国際スタンダードを踏まえた企業による人権尊重の取組をさらに促進すべく、2022年3月、経済産業省において「サプライチェーンにおける人権尊重のためのガイドライン検討会」を設置して検討を重ね、同年9月、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」を策定・公表した。本ガイドラインは、「ビジネスと人権に関する指導原則：国際連合「保護、尊重及び救済」枠組実施のために」、「OECD多国籍企業行動指針」及びILOの「多国籍企業及び社会政策に関する原則の三者宣言」をはじめとする国際スタンダードを踏まえ、企業に求められる人権尊重の取組について、日本で事業活動を行う企業の実態に即して、具体的かつわかりやすく解説し、企業の理解の深化を助け、その取組を促進することを目的としたものである。

日本政府としては、国際協調により、企業が公平な競争条件の下で積極的に人権尊重に取り組める環境、各国の措置の予見可能性が高まる環境の実現に向け取り組んでいくことが期待される。

² EU 理事会は、2022年12月、バッテリー規則案及び後述の森林破壊等関連製品に関する規則案に関し、それぞれ、暫定的な合意に達したと発表した。



経済的威圧をめぐる最近の議論

1. 経済的威圧をめぐる議論の状況

2022年9月、ドイツにおけるG7貿易大臣会合で初めて「経済的威圧」がテーマとして取り上げられ、貿易関連の経済的威圧への深刻な懸念と、連携した対応を探求していくなどとする共同声明が採択された¹。

G7 貿易大臣会合共同声明（抜粋）

我々は、経済安全保障、多角的貿易体制における自由で公正な貿易、世界の安全保障及び安定性を損ない、国際的緊張を更に悪化させる貿易関連の経済的威圧の行使に深刻な懸念を抱いている。経済的威圧の試みに対抗するために、G7首脳のコミットメントを再確認し、我々は、G7内外の関連するフォーラムにおいて、経済的威圧に取り組むための協力を強化し、連携したアプローチを探求し、かかる行動に対する評価、準備、抑止及び対応を改善する。

「経済的威圧」は新たに生まれた概念では必ずしもない。貿易措置等の執行や、それらを執行するという脅しにより、他国の政策的決定に影響を及ぼそうとする行為への懸念は、貿易措置の武器化等として従前から認識されてきた。

近年「経済的威圧」の議論が活発化している。例えば、2022年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2022」（骨太方針2022）においても、「国家・国民の安全面を経済面から確保する」として、経済安全保障の徹底が掲げられ、「経済的威圧への対応を含め、同盟国・同志国との連携を強化する」との記述がある。

また、2022年5月の日EU定期首脳協議では、経済安全保障分野の協力の推進が議論された。さらに、同月の日米首脳会談でも、経済安全保障等にかかる日米連携の具体的協力が合意され、同会談において、経済分野での日米協力の拡大のた

め、日米経済政策協議委員会（経済版「2+2」）の開催が合意された。同志国を含む経済安全保障や国際社会のルールベースの経済秩序を重視し、同年7月に開催された経済版「2+2」では、経済的威圧への同志国による共同対処について議論されている。

更に、2023年4月のG7貿易大臣会合及び同年5月のG7広島サミットにおいて、経済的威圧への対応のための連携を強化し、G7を超えた同志国との協力も推進することが確認された。

こうした経済的威圧をめぐる議論の活発化の背景には、経済的威圧にあたりとされた顕著な事例があったことや、経済政策と安全保障が一体化し、経済安全保障への関心が高まっていることがある。これまでは、世界貿易を拡大し、国家間の相互依存関係を高め、グローバルなサプライチェーンを構築することが意識されてきた。しかし、新型コロナウイルス感染症の世界的流行、ロシアによるウクライナ侵攻等の国際情勢の変化を受け、グローバルサプライチェーンの脆弱性や、分断リスク（特定国との貿易に依存することによるサプライチェーン上の依存リスク）などが顕在化した。サプライチェーン上の要所（チョークポイント）となるモノや技術の重要性も改めて認識されるようになった。経済安全保障の強化という観点から、貿易措置等によりサプライチェーンを分断したり、サプライチェーン上の要所を押さえたりすることで、他国が自国にとって望ましい政策決定をとるよう迫る経済的威圧行為をどのように抑制し、対応していくかが重要政策課題となったといえる。

2. 経済的威圧を構成する要素

経済的威圧には、特段国際法上の定義はないが、例えば、EUの反経済的威圧措置法案（「ACI」、同法案については第二部第15章参照）

¹（仮訳）G7貿易大臣声明（https://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/G7G8/pdf/220914G7TradeMinistersStatement.JP.pdf）より抜粋

では、貿易・投資に影響する措置を執る又は執るという脅しにより、EU もしくはその加盟国が特定の政策決定を行うように、第三国が圧力をかけようとする措置を同法案で対応する「経済的威圧措置」としている。また、米国の経済的威圧被害国支援法案（「米支援法案」、2023年2月米国連邦議会上院に提出）は、「経済的損害や政治的主権に影響を与える目的の下、貿易・対外支援・投資を、非対称・恣意的・不透明な方法で規制・妨害する敵国の行為・措置やその脅し」を経済的威圧と定義している。

経済的威圧措置は、輸出入を制限することによりサプライチェーンを分断する効果を有する多様な態様（関税引上げ、検疫措置、通関拒否、重要物資の輸出規制など）をとりうる。経済的威圧措置に該当するかを判断するためには、措置の背景にある二国間関係、措置を誘引する状況等も含む事実分析が必要となると考えられる。公式な手続きを経ずに行われる措置については、国家による措置といえるのかという点も含め、証拠が限定的となる可能性もある。

経済的威圧措置への対応として、潜在的な経済的威圧措置の可能性に備え、企業が自社のサプライチェーンの強靱化を進めることの支援や、経済的威圧措置がそもそも発動されにくい国際環境づくりが重要となる。また、特に、経済的威圧措置が貿易措置である場合には、WTO協定に照らし是正を求めるなど発動された措置の終了・撤回を求めるほか、措置による影響・被害を緩和する政策手段の検討が必要となる。なお、前述のEUのACIは、EU加盟国に対する経済的威圧に対する最終手段として、対抗措置をとるための法案である。また、前述の米支援法案は、被害を受ける第三国のための被害緩和や対抗に係る措置を講ずることも可能にする法案である。

3. WTOと経済的威圧措置

経済的威圧を目的とする措置については、協定整合性に疑義があることが多い。経済的威圧措置に対して、WTOの場合などで他国と連携し、是正を連携して求めていくことは一つ政策手段となる。日本も、経済的威圧目的が疑われる措置²についてのWTOの紛争解決手続事案に第三国参加するなど、連携の強化に取り組んでいる。WTOにおいて、問題となる措置の協定整合性に疑義を呈し、ルールに基づき是正を求めていくことは、当該個別の措置の是正だけでなく、同様の措置の牽制につながる。

なお、貿易措置の執行またはその脅しにより政策決定に影響を及ぼそうとする経済的威圧目的自体をWTO協定により規律することはできないが、当該措置は国際法（内政不干渉の原則）に反する可能性がある。EUは、ACIに基づく対抗措置が国際法には整合的であると説明するが、これは国際法違反に対する措置ゆえ正当化されると整理している可能性がある。WTOでの紛争解決手続を経ない対抗措置が許容されるかなどWTO協定上の整合性が問題になる可能性があるところ、他国における経済的威圧措置への対応の国際法的な整理も注視している。

また、同盟国・同志国との連携の一環と、自国ではなく第三国が経済的威圧措置を受けている場合、有志国間でどのような行動を取り得るのかについても今後議論されていくものと思われる。各国の国内制度上取り得る措置が異なるという制約の中での具体的対応や、そのWTO協定含むルール整合性の整理などについて、同志国間での共通認識を構築が課題となる。

² 中国によるリトアニア製品に対する通関拒否（DS610）、中国によるカナダ産キャノーラに対する検疫措置（DS589）、中国による豪州産大麦及びワインへのAD/CVD措置（DS598、DS602）

